

平成 23 年度

第 1 回青森県新型インフルエンザ対策医療協議会

概要

議事 1 「青森県新型インフルエンザ対策行動計画（改定案）」に関する委員からの主な意見（医療・公衆衛生対策関係）とそれに対する県の現段階の考え方

※本文中、「行動計画」とは「行動計画改定案」を意味しています。

- 1 ①新型インフルエンザの発生早期の対応で、感染症指定医療機関等に入院させるとしているが、感染症法に基づき感染症病床への入院を想定しているのか。
②この場合、重症患者の場合、感染症病床での治療は難しいが、どうするのか。

- ① 新型インフルエンザの県内発生早期における患者については、感染症法に基づく感染症病床への入院を想定しています。
② 発生早期においても、重症患者の場合は、感染拡大防止の措置を講じながら ICU などでの基本的な医療の提供をしていただきたいと考えています。

県内感染拡大期以後は、新型インフルエンザによる患者の増大が予想されるため、重症患者は入院させ軽症患者は自宅療養とするなどを考えています。

これらの対応の具体については感染症指定医療機関の感染症病床の収容能力を考慮しながら、原則として各医療圏の中で対応をしていくという方向を含めて、（次に述べている「行動マニュアル」に即して）各医療圏の新型インフルエンザ対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）等において具体的な対応を決めていくことをお願いしたいと考えています。

- 2 ①行動計画の内容は総論的すぎないか。
②行動計画の「対策の基本的な考え方」における②と③については、それを区別することが難しいのではないか。

- ① 行動計画は、新型インフルエンザ対策の基本的な考え方やその推進のための役割に関する「原則」を示したものに改定することとしています。

また、行動計画に基づく対策の具体的な内容や方法については、主として「医療提供の確保」と「社会・経済活動等の維持」の大きく 2 つの分野に分けて、それぞれの行動マニュアルを、地域協議会等と協議しながら策定していきたいと考えています。

- ② この区別については、その特性が判明するまで一定の時間を要すること【下の例を参照】が考えられることから、それまでは病原性の高いインフルエンザを前提とした最大限の対策を講じることとしています。また、その特性が判明したら、流行状況の急速な変化にも弾力的に対応できるよう、このような区別をしています。

【例】米国CDCによる新型インフルエンザの特性の把握では、症例確認から約1ヶ月の時間	
2009年 4月15日	新たなA型インフルエンザ感染症例第1例の確認
4月21日までに	新たなワクチン開発のため使用するウイルスの同定開始
(4月25日	WHO、新型インフルエンザの発生宣言)
5月1日までに	新型インフルエンザに、重症化リスクを起こす1918年様の指標が見られないこと、H5N1鳥インフルエンザによる高い死亡率に関連する遺伝子指標が見られないこと(いずれも実験室検査結果)の報告
5月8日までに	5歳以上24歳までの層に重症化リスクがあることの報告
5月12日	妊婦及び基礎疾患のある者に重症化リスクがあることの報告

3 新型インフルエンザ発生以後の具体的な対策の指示は誰が行うこととなるのか。

- ・ 行動計画(10ページ)のとおり、危機対策本部事務局に、公衆衛生・感染症に関する有識者等を置き、その有識者等の意見等に基づき具体的な指示内容を事務局の中で決定することとしています。(指示の発令は危機対策本部長が行います。)
- ・ したがって、状況によっては国の指示より県の指示を優先することとして、対策の実施の迅速化等を図ることとしています。

4 ①行動計画には、「発熱外来」のことが具体的に触れられていないが、この「発熱外来」の取り扱いはどうするのか。 ②行動計画その他に必要なトリアージができるように定められないか。

- ① 今回の新型インフルエンザの検証結果では、「発熱外来」による有効性の有無が地域によって異なっていたことから、行動計画においてその設置をするかどうかを一般化しませんでした。

「発熱外来」の設置については、地域ごとに置くか置かないかも含めて、地域協議会等において具体的な対応を決めていくことをお願いしたいと考えています。

- ② 上記①により、必要なトリアージについて、地域協議会等で具体的な対応を決めていくことをお願いしたいと考えています。

5 新型インフルエンザ発生時には、危機対策本部内に「新型インフルエンザ電話相談窓口」を設置し、専門スタッフが対応することになっている(行動計画8ページ)が、どのような者を想定しているのか。

主として保健師を想定しています。

6 新型インフルエンザの発生時には、情報提供等に混乱がないようにしなければならないが、県から市町村への情報提供の方法はどうするのか。

- ・ 新型インフルエンザの発生時には、県の危機対策本部の設置とともに、市町村においても新型インフルエンザに関する対策本部を設置してもらうよう今後調整をしていきたいと考えています。
- ・ 県としては、(行動計画に定めていますが)危機対策本部から、市町村の対策本部に対して一元的に情報提供をすることによって、混乱なく、迅速で正確に伝達できるようにしていきたいと考えています。

- 7 ①養鶏場等の鳥におけるインフルエンザの検査や、鳥での発生時に対応する部署は、どこになっているのか。
- ②国内でも、鳥での発生時にその封じ込めに従事した者での鳥インフルエンザ感染例が報告されているが、これら従事者に対する健康福祉部としての関わりはどうなっているのか。

- ①農林水産部家畜保健衛生所で検査し、発生時もそこが中心となり対応しています。
- ②健康福祉部としては、発生地域を所管する保健所において、封じ込め作業の前にその従事者に対する健康観察を行うこととしています。また、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与をすることとしています。